



厚生労働省神奈川労働局発表
平成26年5月29日

担 当	神奈川労働局雇用均等室
	室長 白髭かすみ
	地方育児・介護休業指導官 横山ちひろ
	電話 045-211-7380

改正均等法令（平成26年7月1日スタート）等の説明会を開催します。

～「手づくり」でわかりやすく → 申込み多数につき追加開催決定～

- 平成26年7月1日、改正男女雇用機会均等法施行規則等が施行されます。
- 神奈川労働局では、改正ポイント等について説明会を開催します。
- オリジナル資料を使って、わかりやすく解説。ご参加の方には、資料集（当日の説明にも使用）を差し上げます。
- お申込み多数につき、追加開催も決定しました。取材も大歓迎です。

1. 改正のポイント

- (1) 間接差別の対象範囲を拡大しました
- (2) コース別雇用管理の指針が適用となります
- (3) セクハラ対策の指針をよりわかりやすくしました → 詳しくは<資料1>

2. 説明会について

日時：平成26年6月23日（月）

午前の部 10:00～11:50

午後の部 14:00～15:50

場所：神奈川労働局（横浜第2合同庁舎1階 共用第1会議室）

横浜市中区北仲通5-57

→ 詳しくは<資料2>

<追加開催>

日時：平成26年6月30日（月）14:00～15:50

場所：ワークピア横浜（横浜市中区山下町24-1）

→ 詳しくは<資料3>

添付資料

- <資料1> 改正ポイントの解説（神奈川労働局オリジナル資料）
- <資料2> 説明会のご案内（平成26年6月23日分）
- <資料3> 説明会のご案内（追加開催分）

改正

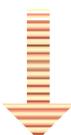
ポイント
の解説男女雇用機会均等法
施行規則の改正等について2014年
7月1日から

改正ポイント 1 間接差別の対象範囲を拡大しました！

■「間接差別」って何？

直接差別	間接差別
性別を理由に男性又は女性を（直接に）差別すること。	性別以外の事由を要件とする措置であって、他の性の構成員と比較して一方の性に相当程度の不利益を与えるものを合理的な理由なく講じること。
<例えば> 営業職募集「男性のみ」	<例えば> 事務職募集「身長 175cm以上」

■改正前 合理的な理由無く①～③の措置を講じることが「間接差別」として禁止



- ① 労働者の募集、採用に当たって、労働者の身長、体重又は体力を要件とすること
- ② 総合職の労働者の募集、採用に当たって、転居を伴う転勤に応じられることを要件とすること
- ③ 労働者の昇進に当たって、転勤の経験があることを要件とすること

■改正後 ②について次のように拡大しました

総合職の労働者の募集、採用に当たって、転居を伴う転勤に応じられることを要件とすること
 全ての昇進、職種の変更

■法違反となる例

- × 長期にわたり転居を伴う転勤の実態が無いにもかかわらず、全国転勤を募集要件にしている。
- × 広域にわたり展開する支社などが無いにもかかわらず、全国転勤を総合職への転換要件にしている。

改正ポイント 2 コース別雇用管理の指針が適用となります！

■「コース別雇用管理」って？

労働者の職種、資格等に基づき複数のコースを設定しコースごとに異なる雇用管理を行うことで、いわゆる「総合職」と「一般職」などが典型例です。

■今まで指針は無かったの？

従来は通達で示してきた内容について、わかりやすく整理し新たに「指針」として告示しました。

■どんな内容？

雇用管理のステージごとに次の①～③の区分に整理して規定されており、例えば、コース別雇用管理における労働者の募集・採用については次のような記載があります。

■コース別指針（一部を抜粋）↓

① 法に直ちに抵触する例

- 男女別で選考基準又は採用基準に差を設けること。
- 合理的な理由なく転居を伴う転勤に応じられることができる者のみを対象とすること。

② 制度のより適正かつ円滑な運用をするために留意すべき事項の例

- 応募者の自主的なコース選択を促進する観点から、応募者に対し、コースごとの職務内容、処遇の内容等の差異について情報を提供すること。

③ 労働者の能力発揮のために実施することが望ましい事項の例

- 総合職の女性が相当程度少ない状況である場合には、女性応募者を積極的に選考することや女性応募者に対し、女性の活躍を推進する意思表示を積極的に行うこと。

例えば

- × 総合職は男性のみ
- × 女性一般職は自宅通勤のみ

改正ポイント 3 セクハラ対策の指針をより分かりやすくしました！

- 事業主が職場におけるセクハラ対策として講ずべき措置を定めた指針を改正しました。
- 主な改正内容は、次の①～③を明示したことと④の追加です。

明示
しました

- ① 女性→女性 男性→男性も対象
職場におけるセクハラには同性に対するものも含まれます。
- ② 「女性が営業なんて」「男らしく」「女のくせに」
セクハラ発生の原因や背景には性的役割分担意識に基づく言動があると考えられますので、こうした言動をなくしていくことが防止対策として重要です。
- ③ 相談対応は、早めに！幅広く！
放置すれば就業環境を害する場合や性別役割分担意識に基づく言動が原因となってセクハラが生じるおそれがある場合も広く対応することが必要です。

追加
しました

- ④ 事業主の義務（10項目）の1つ「被害者に対する事後対応の措置」の例を追加

被害者に対する事後対応の措置の例

管理監督者又は事業場内産業保健スタッフ等による被害者のメンタルヘルス不調への相談対応

■ 法に基づく事業主の義務 10項目って？

セクハラがあってはならない旨の事業主の方針の明確化と周知・啓発、相談窓口の設置、セクハラが生じた場合の事実関係の迅速かつ正確な確認、プライバシー保護などの項目が事業主に義務付けられています。

その他の項目など、詳しくは「雇用均等室のページ」（神奈川県労働局 HP）でご確認ください。改正後の指針の全文、解説パンフレットなどを掲載しています。



■ 就業規則等の規定の見直しは必要？

就業規則等への規定例、周知用ちらしのモデル例なども「雇用均等室のページ」に掲載しております。

■ 雇用均等室のページ（神奈川県労働局HP）へのアクセス方法

step 1

神奈川県労働局のトップページへ

神奈川県労働局

検索

step 2

雇用均等室のページへ

雇用均等室

ポジティブ・アクション
行動計画・くるみん

トップページ下
このバナーを
クリック！

<http://kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

- 説明会などの予定は、神奈川県労働局のメールマガジンでも配信します。
- 神奈川県労働局のホームページから配信登録ができますので、ぜひ、ご利用ください。

お問い合わせ

神奈川県労働局 雇用均等室

〒231-8434

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階

TEL 045-211-7380

FAX 045-211-7381

神奈川労働局主催 説明会を 開催します！

2014年7月1日スタート
男女雇用機会均等法
施行規則等の改正について

改正の
ポイントは？

○ 今回の改正ポイントについて、神奈川労働局のオリジナル資料を使って、わかりやすく解説します。

就業規則の
改訂が必要？

○ 説明会に参加くださった方には、改正内容を反映した施行規則・指針等の全文、就業規則・広報用ちらしのモデル例などを掲載した「資料集」（当日の説明にも使用）を差し上げます。

改正が多くて
全体像が
わからない！

○ 改正ポイントだけでなく、改正を踏まえた男女雇用機会均等法（全体像）についても説明します。指針が改正されたセクシュアルハラスメント対策については特に詳しく説明します。

無料

日時 平成26年6月23日（月）

（午前の部）10：00～11：50

~~（午後の部）14：00～15：50~~

定員に達したため
申込みを
締め切りました。

場所 神奈川労働局（横浜第2合同庁舎1階 共用第1会議室）
<住所> 横浜市中区北仲通5-57

対象 企業の人事労務担当者、社会保険労務士等

定員 午前の部 120名 / 午後の部 120名

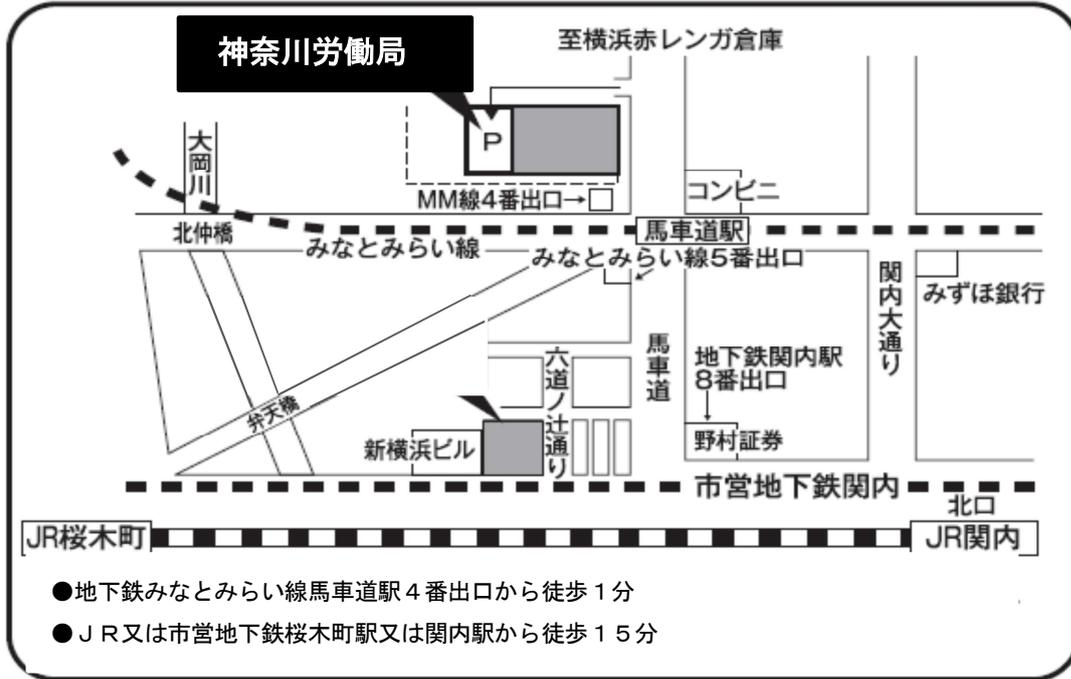
先着順

※「ポジティブ・アクション能力アップ助成金」「改正次世代育成支援対策推進法」「改正パートタイム労働法」についても説明します。

お問合せは
神奈川労働局 雇用均等室まで！
（電話）045-211-7380

会場の地図
申込み用紙
裏面にあります

会場案内図



参加申込みについて

下記申込書に御記入の上、FAXにより申込期限までに神奈川労働局雇用均等室へお申し込みください。

〒231-8434 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階
FAX 045-211-7381

申込期限:平成26年6月16日(月)まで

※定員(各回120名)になり次第締切となります。定員に達した後にお申込みの方のみお断わりの御連絡を差し上げます。当局から御連絡のなかった方はそのまま御参加いただけます。

改正男女雇用機会均等法施行規則等説明会参加申込書

希望の回 (いずれかに○)	① 午前の部	② 午後の部
事業所名		
所在地		
電話		
役職・氏名		
御質問があれば お書きください。		

※当日は、本申込書を御持参ください。

お申込み多数につき、追加開催決定！！

追加開催

神奈川労働局主催
説明会を
開催します！

2014年7月1日スタート
男女雇用機会均等法
施行規則等の改正について

改正の
ポイントは？

○ 今回の改正ポイントについて、神奈川労働局のオリジナル資料を使って、わかりやすく解説します。

就業規則の
改訂が必要？

○ 説明会に参加くださった方には、改正内容を反映した施行規則・指針等の全文、就業規則・広報用ちらしのモデル例などを掲載した「資料集」（当日の説明にも使用）を差し上げます。

改正が多くて
全体像が
わからない！

○ 改正ポイントだけでなく、改正を踏まえた男女雇用機会均等法（全体像）についても説明します。指針が改正されたセクシュアルハラスメント対策については特に詳しく説明します。

日時 平成26年6月30日（月）

14:00~15:50

無料

場所 ワークピア横浜（横浜市中区山下町24-1）

対象 企業の人事労務担当者、社会保険労務士等

定員 300名

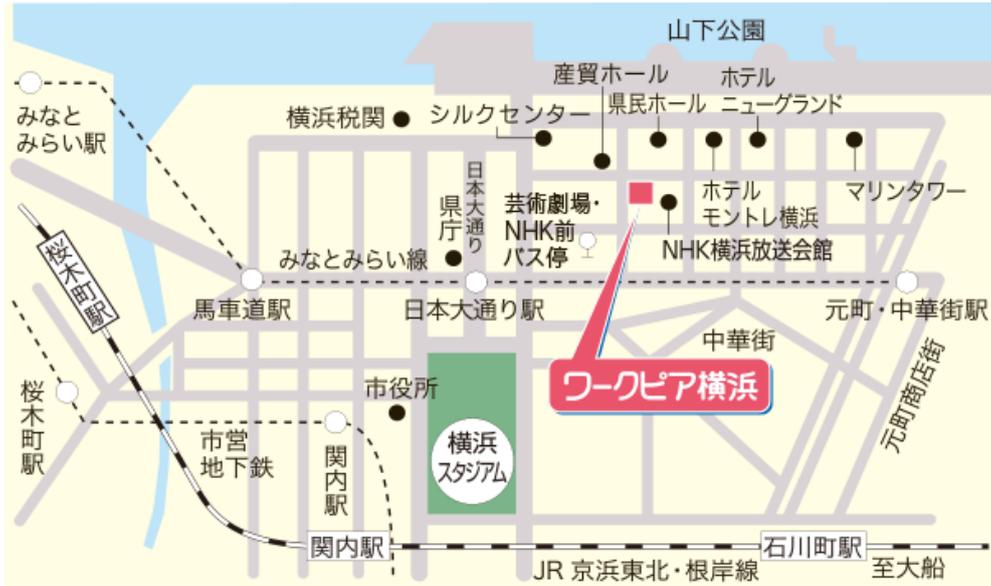
先着順

※「ポジティブ・アクション能力アップ助成金」「改正次世代育成支援対策推進法」「改正パートタイム労働法」についても説明します。

お問合せは
神奈川労働局 雇用均等室まで！
（電話）045-211-7380

会場の地図
申込み用紙
裏面にあります

会場案内図



- 地下鉄みなとみらい線日本大通駅3番出口から徒歩5分
- JR関内駅南口から徒歩15分
- JR石川町駅北口から徒歩13分

参加申込みについて

下記申込書に御記入の上、FAXにより申込期限までに神奈川県労働局雇用均等室へお申し込みください。

〒231-8434 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎13階
FAX 045-211-7381

申込期限:平成26年6月23日(月)まで

※定員(300名)になり次第締切となります。定員に達した後にお申込みの方のみお断りの御連絡を差し上げます。当局から御連絡のなかった方はそのまま御参加いただけます。

改正男女雇用機会均等法施行規則等説明会参加申込書(6/30)

事業所名	
所在地	
電話・FAX	
役職・氏名	
御質問があれば お書きください。	

※当日は、本申込書を御持参ください。